

材料試験センター移転新築工事の施設計画概要

1 事業概要 佐賀総合庁舎別館にある材料試験センターについて、材料試験業務の利便性向上、関連他施設との連携等を踏まえ、佐賀県工業技術センター敷地内の一角に移転させ、新たな建物を整備するものである。

2 敷地の場所 佐賀市鍋島町大字八戸溝 114-1 外 4 筆

3 設計と条件

(1) 敷地

①敷地の面積 24,554 m² (佐賀県工業技術センター敷地全体)

②用途地域他

a)都市計画区域 (市街化区域)

b)用途地域：第一種住居地域 (建ぺい率 60%、容積率 200%)

c)埋蔵文化財包蔵地内

d)土壌汚染対策法の届出対象 (有害物質使用特定施設が存する敷地)

e)想定浸水区域：水深 0.5m～1.0m 未満の区域 (国管理河川)

③道路

南側：国道 34 号、北側：里道

④その他留意事項

a)法第 48 条による用途制限に適合しないことから、ただし書き許可申請が必要である。

b)敷地内にある工業技術センター及び環境センターは、土壌汚染対策法による有害物質使用特定施設に該当することから、別途、土壌汚染調査を予定している。

c)地質調査については、別途委託業務を発注予定であり、本業務受託者との協議により調査箇所等を決定する。

d)敷地内に計量検査場があり、大型車両の検査の際の通行経路を確保した建物配置が求められる。

e)敷地への主な出入口は南側である。南側出入りから北側出入口へは地域住民の通行に利用されているため、工事中の仮設計画において配慮すること。

(2) 計画施設

①施設概要

a)業務概要：土質試験、骨材試験、コンクリート試験他、各種建設材料試験

b)職員数：16 人程度

②計画施設の面積

約 1,050 m² (要求諸室等内訳は別添 1 参照)

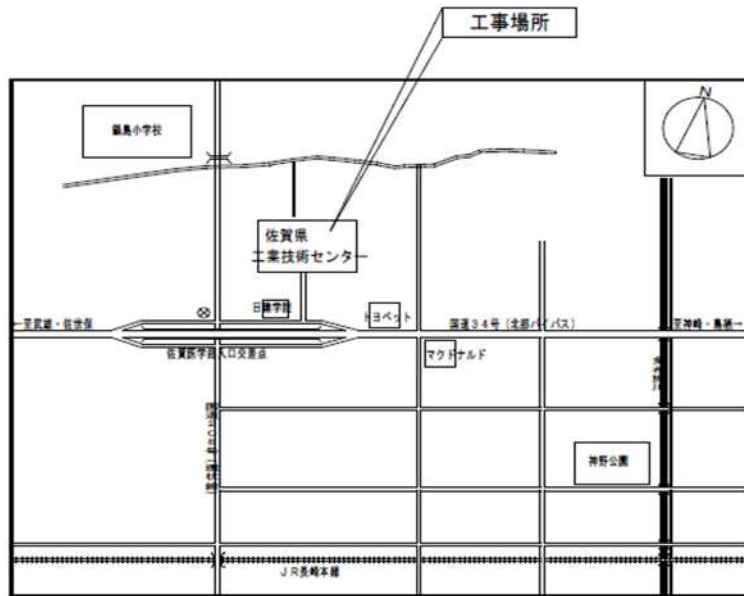
③その他留意事項

a)材料試験のための機器配置や、周囲への騒音・振動にも配慮した建物とすること。

b)材料試験のための専門機器の設置は別途工事 (本業務対象外) とし、特殊な建築設備は想定していない。

c)ライフサイクルコスト (建設費・維持管理費) の低減に配慮すること。

□付近見取図



□配置図 (計画建物位置は参考)

